アジア政経学会 平成 21 年度事業計画案

- (1) 公益法人の改革にそった組織と業務の改革
- *基本財産を充実させ、公益事業を実施するための基金を新設し、円滑な事業実施に資するとともに、内部留保を適正な水準にする。
- *ホームページを活用して、学会に関する情報の公開をよりいっそう進めると同時に、個人情報保護法の制定を受けて、会員に関する個人情報のより厳格な管理体制を確立する。
- (2) 大会、研究会の開催

平成20年度の7回にわたる理事会の議論を踏まえて、次の要領で開催する。

①東日本部会大会(5月23日 主催校は拓殖大学)

*自由論題: 4つの分科会

*共通論題: I.「世界金融危機とアジア」

Ⅱ.「アジアの安全保障」

②西日本部会大会(6月27日 主催校は名古屋大学)

*自由論題: 6つの分科会

*特別講演: "The World Financial Crisis and Its Impact on Poverty

: The Case of China"

*共通論題: 「世界通貨危機とアジア」

③全国大会(10月10・11日 主催校は法政大学)

*自由論題: 12 の分科会

*4つの特別分科会

*共通論題: 「グローバル時代の感染症とアジア」

*国際シンポジウム:「中国共産党の再評価;深まる闇、あるいは新たな曙光?

Reassessing CCP; deepening dusk or breaking dawn?

*アジア政経学会優秀論文賞の発表と授与

- *いずれの大会においても、ホームページを活用し、若手会員の自由論題における報告 の機会の拡充と、その成果の会員への還元を図る。
- *大会開催時に託児室を設置し、小さな子どもを持つ会員が参加しやすいようにする。
- *東北、北陸、中国・四国、九州地区の会員との研究交流の活性化を図る。
- (3)機関誌『アジア研究』の発行
- *『アジア研究』は年4回、期日どおりの発行につとめる。また、書評欄をより充実し

たものにするようつとめる。

*財政的に厳しい折、一方では編集作成費の削減につとめ、他方では「掲載広告」について年間スケジュールを作成し、会員収入以外の収入確保につとめる。

(4) その他の研究活動・研究普及活動

- *外務省、大学、他の地域研究関連学会、COEアジア関連事業との連携をよりいっそう強め、共催の形による事業推進の可能性も検討する。
- *上記との関連で、アジア政経学会が中心となって進めている「アジア研究者データベース」事業(日本学術振興会)の一環として、すでに学会ホームページにCOE事業とのリアルタイムのリンクを構築しているが、このリンクをより拡充していく。
- *年3回をめどに「ニューズレター」を発行し(ホームページ同時掲載)、会員との交流 につとめる。

(5) 学会活動の国際化

- *会員の業績、学会の活動の英文化を進める。
- *全国大会での「国際シンポジウム・セッション」を継続し、充実させる。
- *国際交流積立基金を設け、国際交流事業の円滑な実施に資する。

(6) 財務体制の改善

- *公益法人の枠組みにそった適正な財務処理の体制を引き続きとる。
- *財務状況は依然として厳しく、会員の増加と会費の徴収を図る。同時に、会費収入以 外の財源の確保も模索する。

(7) その他

*経費節約のため、理事会、理事会の案内などは、すべてメールを利用する。また、会員との連絡なども、可能な限りホームページを活用し、学会活動のIT化を促進する。